

菊池市 学校事務センター だより

令和7年2月発行

【こんにちは菊池市学校事務センターです！】

菊池市15校の小中学校事務職員が週1回集まり事務センター（菊池北中学校内）で事務処理を行い、小中学校の事務を集中処理しています。事務センター業務によって以下の効果を得ることを目的としています。

学校事務運営の
改善・効率化

学校事務職員のスキル&
モチベーションアップ

学校予算事務などの
処理チェック体制向上

事務処理を整理し教員が
児童生徒と向き合う時間を
確保できる環境づくり



申請しないともらえない！？～就学援助制度～

就学援助制度とは、経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費などの学校生活にかかるお金の一部を援助する制度です。対象者やくわしい申請のしかたは次をCHECKしてください⇒⇒⇒

現在認定されている方へおねがい

・自動継続はしません。毎年申請して認定を受けることができます。

・家庭の状況が変化したら必ず教えてください！！

年度途中に児童扶養手当が止まった・家族の中で働く人が増えた…など必ず学校へ連絡をしてください。返金してもらう可能性があります。

1 就学援助の対象者は・・・

- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護の認定を受けた家庭。
 - (2) 対象年度に次の要件に該当する家庭。
 - ① 生活保護の停止又は廃止
- (ただし婚姻等により世帯構成が変更している場合は、この理由では申請することはできません。)
- ② 市町村民税の非課税又は減免（世帯全員）
 - ③ 児童扶養手当の支給を受けている
 - ④ 要保護者に準ずる程度の経済的困難と認める家庭 など

2 対象となる費用は・・・

- (1) 新入学児童生徒学用品費（前年度入学準備金が支給されている場合は対象外）
- (2) 学用品費等（学用品費、通学用品費及び宿泊を伴わない校外活動費）
- (3) 学校給食費
- (4) 修学旅行費 など



3 申請のしかたは・・・

- (1) 在籍している小学校・中学校に書類を提出
- (2) 受付期間

【R7年4月から認定を受ける場合】

- 現小学1～5年生、現中学1～2年生
 - 令和7年4月までの各学校が定めた日まで
- 新小学1年生、新中学1年生
 - 令和7年4月中の各学校が定めた日まで

※上記期限を過ぎた場合でも、申請は随時受け付けます。認定された場合は、申請日の翌月分からの支給となります。



対象になるのかな？書類は何が必要…？なんでも事務職員に聞いてくださいね☆